

星田西地区地区計画（地区整備計画）概要

地区の細区分		HUL - 1 地区	HUL - 2 地区	HUL - 3 地区	HUL - 4 地区	ふれあいプラザ地区 魅力施設地区	住民施設地区
基本 の 等 な る 規 制	用途地域等	第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建ぺい率50% 外壁後退1m	第二種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率60%	第二種中高層住居専用地域 容積率 150% 建ぺい率60%	第二種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率60%	近隣商業地域 容積率 200% 建ぺい率80%	第二種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率60%
	防火関係	——	——	——	——	準防火地域	——
	高度地区	第一種高度	第二種高度	第二種高度	第二種高度	第三種高度	第二種高度
	その他	砂防指定地あり、宅造規制区域内、法22条適用、建築協定あり (詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)					
地区 整 備 計 画 に よ り 追 加 さ れ る 建 築 物 等 に 関 す る 制 限	建築物等の用途等	建築できないもの (1)共同住宅 (2)寄宿舍、下宿 (3)長屋(2戸建て長屋は建築できる)	次の建築物以外は建築できない。 (1)第一種低層住居専用地域内に建築できるもの(共同住宅、寄宿舍、下宿、4戸建て以上の長屋は建築できない)	次の建築物以外は建築できない。 (1)第一種低層住居専用地域内に建築できるもの(共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない) (2)集会施設で喫茶店の用途を兼ねるもの	次の建築物以外は建築できない。 (1)第一種低層住居専用地域内に建築できるもの	建築できないもの (1)住宅、兼用住宅 (2)共同住宅、寄宿舍、下宿 (3)工場 (4)ボーリング場、スケート場その他これらに類する法施行令第130条の6の2の運動施設 (5)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売場、場外車券売場その他これらに類するもの (6)カラオケボックスその他これらに類するもの (7)ホテル、旅館 (8)自動車教習所 (9)畜舎	建築できないもの (1)住宅、兼用住宅 (2)共同住宅、寄宿舍、下宿 (3)法施行令第130条の6の2の工場 (4)床面積の合計が50㎡を超える自動車車庫(建築物に附属するもの、都市計画決定したものは除く)
	建築物の建ぺい率、容積率の最高限度	——	容積率100% 建ぺい率50%	——	——	——	——
	敷地面積の最低限度	180㎡、 長屋240㎡	180㎡、2戸 建長屋240㎡、3戸建 長屋360㎡	——	——	——	——
	高さの最高限度	8.5m	10mかつ軒高8.5m		20mかつ軒高16m		
	外壁等の位置	——	敷地境界線から1m以上(法第86条適用の場合は一団地内の各建築物は同一敷地内とみなす)	道路境界線まで1.5m以上(当地区の外周部分。概要図参照)	——	道路境界線まで1.5m以上	
	形態、意匠	屋根、外壁の形態及び意匠については、周辺環境と調和する形状及び材料とし、色彩は落ち着いた色合いとする。					
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造できない。 ただし、次のものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの		——			
地区施設	——						

都市計画決定
変更
変更

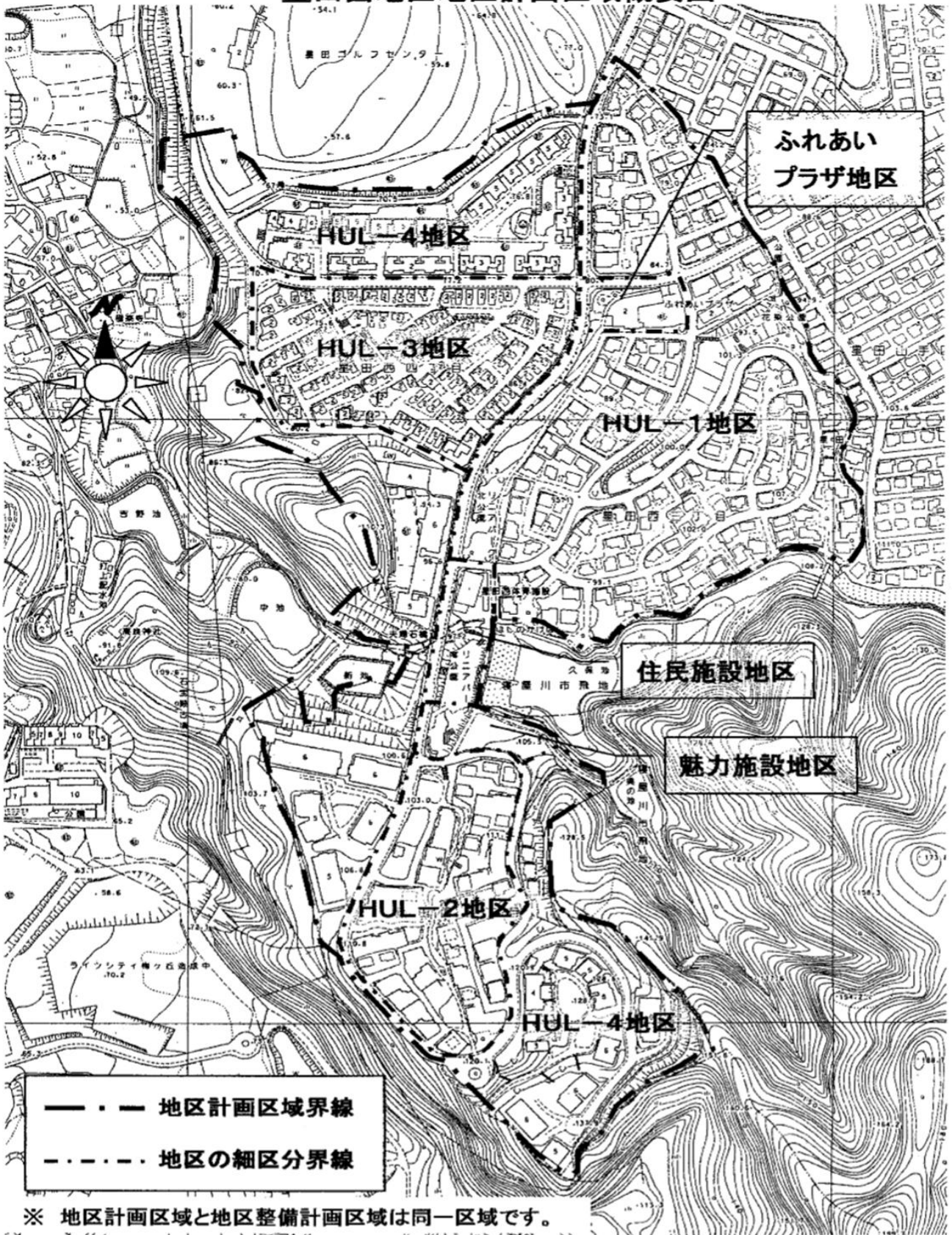
昭和63年 9月14日
平成 8年 1月31日
平成17年 3月 7日

建築条例施行
改正条例施行
改正条例施行
改正条例施行
改正条例施行

昭和63年10月28日
平成 8年 1月31日
平成17年 3月 7日
平成20年 3月28日
平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

星田西地区地区計画区域概要図



これは、地区計画区域、地区整備計画の細区分の概要を表示したものです。
制限内容、区域界の詳細については担当課にて確認して下さい。